

平成 22 年 3 月 16 日

要 綱 第 1 4 号

(目的)

第 1 この要綱は住民が日常生活上で援助を必要としたとき、お互いの支え合いにより、住み慣れた地域で自立して豊かな生活が送れるよう、住民の参加と協力のもとに行われる生活支援サービス「地域ささえ隊」(以下「地域ささえ隊」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(会員登録)

第 2 この事業は、協力する人(以下「協力会員」という。)と利用する人(以下「利用会員」という。)を会員に登録する。

(協力会員)

第 3 協力会員は、地域福祉に関心を持ちこの事業の目的に賛同し、事業活動に協力できる者で、地域ささえ隊協力会員申込書(様式第 1 号)により登録した者とする。

2 会員は、別記 1 の入会金を支払うものとする。

3 会員登録を抹消したいときは、会長に地域ささえ隊退会届(様式第 5 号)を提出するものとする。

4 サービス中に知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。

(利用会員)

第 4 利用会員は、村内に住む全ての住民を対象とし、日常生活上で何らかの援助を必要とするもので、地域ささえ隊利用会員申込書(様式第 2 号)により登録した者とする。

2 会員は、別記 1、の入会金を支払うものとする。

3 会員登録を抹消したいときは、会長に地域ささえ隊退会届(様式第 5 号)を提出するものとする。

(実施主体等)

第 5 この事業の実施主体は、地域ささえ隊と称し、事業運営のため、役員として会長 1 名、副会長 2 名を会員の中から互選により選任する。

2 役員は、地域の利用会員と協力会員をつなぐ役目をする。

3 事務局は、大桑村社会福祉協議会ボランティアセンター(以下「大桑村社協」という。)に置く。

(事業の内容)

第 6 この事業は、村内の生活支援が必要とされる利用会員の希望により、協力会員ができる範囲で次の事業を行う。

(1) 草刈・草取り

(2) 生活道路の雪かき

(3) 話し相手・見守り・子守り

(4) 生活必需品の買い物

- (5) 簡単なゴミ出し
- (6) 代筆・朗読
- (7) 散歩・通院等の付き添い
- (8) 日常的な住宅等の清掃・簡単な身の回りの世話
- (9) ペットの世話
- (10) その他、住民が日常生活上で必要とする援助で、大桑村社協が認めるサービス

(利用の申込み)

第7 この事業の利用を希望するときは、事前に事務局へ電話等で申込み、利用申込書（様式1号）を会長に提出するものとする。ただし、緊急を要すると会長が認める場合は、利用申込書の提出は、事後でも差し支えないものとする。

(利用の決定)

第8 会長は、利用申込書に基づき、援助を必要とする者の状況把握をするとともに利用内容の種類、回数、時間、費用負担等を協力会員と話し合い決定するものとする。

2 会長は、前項により決定した時は、利用決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(提供時間)

第9 第6の事業の提供は、原則として、1時間単位とし、お盆（8月13日から16日）と年末年始（12月29日から1月5日）を除く、午前9時から午後5時までとする。

(利用の中止)

第10 会長は、次に掲げる場合は利用の中止又は停止を決定し、中止通知書（様式4号）により利用会員に通知するものとする。

- (1) 利用会員から、利用を必要としないと申し出があった場合
- (2) 利用会員が、村外に転出した場合
- (3) 利用会員が、医療機関及び施設等に長期入院、入所した場合
- (4) 利用会員が死亡した場合
- (5) その他、利用が不相当と認められる場合

(大桑村社協の役割)

第11 大桑村社協は、この事業を円滑に推進するために住民の相談に応じ、日常的に地域住民及び関係機関との連携を図り、総合的に事業の調整に協力するものとする。

(利用会員の利用料及び納付方法)

第12 利用会員は、事業利用に要した費用を別表により負担するものとする。

2 前項の費用の他、事業に係る交通費・材料費等の実費相当を負担するものとする。

3 費用の支払は、サービス券（様式6）の購入により行うものとする。

4 サービス券はサービスを受ける前に購入しておき、サービスを受けた時間に応じて必要枚数を協力会員に渡すものとする。

5 利用会員が、利用日当日に取り消しをした場合は、当該事業に係る1時間分の負担をするものとする。ただし、協力会員が当該事業に向かう前で、かつ協力会員に支障がない場合は、この限りではない。

(サービス券の返還等)

第 13 第 10 による会員資格喪失等により、不要となったサービス券は、その確定した日以降において換金できるものとする。

(協力会員の義務)

第 14 協力会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

(1) この事業の実施中に事故が発生した場合は、事務局へ連絡を取り、会長の指示を受けるとともに、事態に即応した処置をとらなければならない。

(2) この事業の実施中は、政党や宗教等の勧誘、物品の斡旋・販売等この事業に関係の無い行為をしてはならない。

(事故の補償)

第 15 事業実施中における万一の不測事故による協力会員・利用会員に係る事故補償については、社会福祉事業者総合保険により補償する。

(補則)

第 16 この要綱に定めるもののほか、事業運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 (平成 22 年 3 月 16 日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1

[協力・利用会員の入会金]

協力・利用会員とも申し込時 500 円とする。

(協力・利用会員双方の申込をする場合は同じく 500 円とする。)

別紙 2

[事業利用に係る費用負担]

区分	利用料	摘要
第 3 に掲げるサービス	5 0 0 円	1 人につき 1 時間
	2 5 0 円	1 人につき 3 0 分

[サービス時間の算出方法]

- (1) 利用会員宅の訪問から退出までの時間とし、サービスに伴う外出時間を含み、昼食に要した時間は除外する。